

平成 30 年 9 月 14 日

株 主 各 位

東京都港区新橋 5 丁目 14 番 5 号
株 式 会 社 フ ジ マ ッ ク
代表取締役社長 熊 谷 光 治

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 8 月 9 日開催の取締役会において、平成 30 年 10 月 1 日（月曜日）をもって当社普通株式 1 株を 2 株の割合に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 9 月 30 日（日曜日）（当日は株式名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成 30 年 9 月 28 日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 10 月 1 日（月曜日）をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数 2,500 万株を 2,500 万株増加させて、5,000 万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 平成 30 年 10 月 1 日（月曜日）をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記載されることとなります。
- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 30 年 10 月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。